

フレーベル會規則

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
- 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ騰出スベシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ會員トナスコトアルベシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 總會 毎年四月二十一日之日ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話保育參列品幼兒成績展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
 - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之日ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
 - 一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
 - 一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 會務ヲ總理ス
 - 副會長 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
 - 幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 - 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ズ
- 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
- 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ケ年トス
- 第十一條 但シ每年半數ヲ改選スルモノトス
- 第十二條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十三條 本會ハ必要ニ應ジ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルトコトアルベシ
- 第十四條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ

會告

本會に御入會なされんとする方は、會則にある通り會費は一ヶ月金拾錢ですから其割合で何ヶ月分かを纏めて東京京橋區南大工町一番地書肆弘道館へ御送金のの上本會へ御申込下さい、さすれば雜誌は該館より御送付致します。會員にならずに雜誌だけ讀みたい方は左の割合で矢張全館へ御注文下さい、

一冊金拾錢六冊前金五拾七錢拾貳冊金一圓拾錢外に郵税一冊五厘づゝ、

明治廿九年十月一日印刷
同 年十月五日發行

禁轉載

發行兼編輯者
印刷者
發行所

辻本卯藏
東京市京橋區南大工町一番地
日下主計
東京市神田區錦町一丁目十九番地
フレイベル會
女子高等師範學校内

發賣元

弘道館
東京市京橋區南大工町一番地
(電話本局二八四〇)

大賣捌
廣告取次

東京堂
東海堂
大阪盛文館
京橋新着町 弘業社